

前期 第3問

Xは、過去数十回にわたり大麻を譲受・譲渡あるいは所持したことがある者であったが、法定の除外事由が無いのに、平成24年3月6日午前9時30分ごろ、東京都港区赤坂のX方居室において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩(コカインの一種)を含有する粉末0.044gを、麻薬であるコカインと誤認して所持していた。

Xの罪責について論ぜよ(但し没収については除く)。

最高裁昭和61年6月9日第一小法廷決定参照

※覚せい剤取締法41条の2 1項

「覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者(中略)は、十年以下の懲役に処する。」

麻薬及び向精神薬取締法66条1項

「ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者(中略)は、7年以下の懲役に処する。」